なお、保守業務等とは以下のとおりとする。
・保守業務又は点検業務の履行実績（再委託受注によるものを含むものとする）
・設置工事の施工実績（下請負受注によるものを含むものとする。共同企業体における施工実績においては、出資比率20％以上のものに限る。）
・製造又は購入の納入実績（再委託受注によるものを含むものとし、据付・調整を含むものに限る。）
ア）対象設備は次のいずれか１つの設備とする。
１．多重無線設備
２．端局設備
３．遠方監視設備
４．交換設備
５．長距離（30㎞以上）用光伝送設備
６．移動体通信設備
７．衛星通信設備
８．ネットワーク設備
９．防災情報システム（防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの）
10．道路情報表示設備又はトンネル非常警報設備
11．ＣＣＴＶ設備
(ｹ)　本業務の配置予定管理技術者は、申請書及び資料等の提出期限の時点で次のア）からオ）のいずれか一つの条件及び契約締結時点でカ）からク）の条件を満たすこと。なお、実務経験は、国土交通省電気通信施設点検基準（案）に定めるいずれかの設備に関する保守業務等を完了（令和６年３月31日までに完了見込みを含む。）し、その履行実績を証明したものであること。
複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が条件を満たすこと。
なお、保守業務等とは以下のとおりとする。
・保守業務又は点検業務の履行実績（再委託受注によるものを含むものとする）
・設置工事の施工実績（下請負受注によるものを含むものとする）
・製造又は購入の納入実績（再委託受注によるものを含むものとし、据付・調整を含むものに限る。）
ア）学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は専門課程を置く専修学校（専門学校）もしくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後３年以上の実務経験を有する者であること。
イ）学校教育法による高等学校もしくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後５年以上の実務経験を有する者であること。
ウ）上記ア）及びイ）以外の者で、７年以上の実務経験を有する者であること。
エ）以下のいずれかの資格を有する者であること。
・技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））
・一級電気通信工事施工管理技士、二級電気通信工事施工管理技士のいずれか
オ）以下のいずれかの資格を有する者で、実務経験が３年以上あること。
・第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれか
・工事担任者（第一級アナログ通信）、工事担任者（第一級デジタル通信）、工事担任者（総合通信）、工事担任者（旧ＡＩ第二種）、工事担任者（旧ＤＤ第二種）のいずれか
・電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者）、電気通信主任技術者（線路主任技術者）のいずれか
カ）東京都を主たる勤務地又は居住地としていること。
キ）配置予定管理技術者は、国土交通省発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。なお、兼務する場合は、契約締結時点の手持ち業務量（電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）は、２億円未満かつ５件以下であること（本業務を含まず、契約済み及び落札決定後未契約のものを含む）。
配置予定管理技術者は、複数申請できるものとする。
なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たす者を管理技術者として特定するものとする。
本業務の管理技術者が他の保守業務、点検業務又は運転監視業務を兼務する場合は、本業務の履行開始までに発注者に兼務しようとする業務の概要を届出なければならない。
管理技術者の手持ち業務量は、本業務の契約締結日から履行期間中に上記条件を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下のａ～ｃまでの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。
ａ　当該管理技術者と同等の業務実績（入札説明書又は特記仕様書で規定している業務実績）を有する者。
ｂ　当該管理技術者と同等の技術者資格（入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び実務経験等）を有する者。
ｃ　手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。
ク）配置予定管理技術者は、入札参加希望者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
②　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

３　証明書等及び入札書の提出場所等
⑴　電子調達システムのＵＲＬ、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
政府電子調達システム（ＧＥＰＳ）
https://www.geps.go.jp/
〒102―8340 東京都千代田区九段南１―２―１　関東地方整備局東京国道事務所経理課　飯塚　洋二　電話03―3512―9091　内線220
⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
①　交付期間　令和６年１月４日から令和６年３月８日までとする。
②　交付場所及び交付方法　電子調達システムにより交付する。
ダウンロード方法については、次に記載する関東地方整備局ウェブサイトを参照のこと。
https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index00000050.html
やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記⑴に問い合わせること。受付期間は令和６年１月４日から令和６年３月７日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。
⑶　証明書等の提出期限、提出場所及び提出方法
①　提出期限　令和６年２月14日13時00分
②　提出場所
(ｱ)　電子入札の場合・・電子調達システム
(ｲ)　紙入札方式の場合・・３⑴に同じ
③　提出方法
(ｱ)　電子入札の場合　電子調達システムにより提出すること
(ｲ)　紙入札方式の場合　持参又は書留郵便等（書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。）にて提出すること。